

平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業 仕様書

1. 事業の名称及び場所

- (1) 事業の名称平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業
- (2) 事業の場所 平取町内（仕様書6（1））に示す施設

2. 事業の目的

本仕様書は、平取町（以下「町」という。）が実施する、「平取町カーボン・マネジメント強化設備更新等事業」に関して適用する。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2018年度より「平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）を運用し、より一層低炭素社会にむけての取組を推進するため、カーボン・マネジメントを行う体制を整え、温室効果ガス排出抑制に努めているところである。

本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の実施事業である第2号事業を活用し、「平取町カーボンマネジメント強化事業調査業務（第1号事業）」で得られた調査データを基に、対象となる施設における省エネシステムの導入を行うものとする。

なお、導入する省エネシステムにおける照明設備等の更新、EMSの新設等のモデルケースを構築するため、限られた予算内で最大限のCO2排出抑制効果と削減効果を継続的に発揮させていくための取り組みのノウハウを確立し、当町及び周辺に所在する他自治体・団体への展開手法についても検討を行うものとする。

3. 事業の場所

平取町内（仕様書6（1））に示す施設

4. 履行期間

契約の日から令和2年1月31日までとする。

5. 事業の実施

- (1) 本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか、契約に係る規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たり、町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないよう留意すること。
- (4) L2-Tech 認証製品またはL2-Tech 認証製品と同等以上の性能を持つ製品を選定すること。
- (5) 導入する省エネシステムについては、省エネ効果の検証手法及びその手順を併せて提案すること。
- (6) 本事業はカーボン・マネジメント強化事業の補助を受けて実施するため、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の要領、交付規程に沿って必要となる書類等を確実に整備すること。
- (7) 受託者は、事業の進捗について、町に対して定期的に報告すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (9) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ町に書面により報告し、町の承認を得ること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議を行い、指示を受けること。

6. 事業内容

(1) 対象施設への省エネシステムの導入

対象となる施設へエネルギー起源CO₂ 排出量の削減効果が高く、モデル性・先導性を兼ね備えた省エネシステムを導入する。ここでいう省エネシステムは、複数の設備機器の導入・更新や制御、運用方法を一体としてまとめたものを指すこととし、施設ごとに設定したエネルギー起源CO₂ 排出量の削減目標を達成するものとする。

省エネシステムについては、照明及び制御等の方法も含め提案すること。

※本事業対象施設対象施設は、以下に示す5施設とする。

施設名称	所在地	延床面積 (m ²)	温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	エネルギー起源CO ₂ 削減目標※1 (t-CO ₂)
中央公民館	平取町本町88番地1	2,539	92.5	67.7
平取中学校	平取町本町116番地3	2,717	44.0	24.6
平取小学校	平取町本町105番地6	3,233	34.4	20.7
町民体育館	平取町本町88番地1	1,618	33.5	22.1
振内青少年会館	平取町振内町28番地11	6,267	43.5	29.2

※エネルギー起源CO₂削減目標は設備更新及び制御、運用改善の効果を合算した単年度の削減量とする。

※導入設備の種類

導入する設備の種類は、以下の区分を基本とする。

記号	区分
あ	空調機（ヒートポンプ・個別方式）
い	熱源・空調機（ヒートポンプ・中央方式）
う	熱源・空調機（気化式・中央方式）
え	熱源・空調機（吸収式・中央方式）
お	熱源・空調機（吸着式・中央方式）
か	熱源（ヒートポンプ）
き	給湯器（ヒートポンプ）
く	給湯器（ガス式）
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム

施設名	区分表からの記号
中央公民館	(さ) + (し) + (す)
平取中学校	(さ) + (し) + (す)
平取小学校	(さ) + (し) + (す)
町民体育館	(さ) + (し) + (す)
振内青少年会館	(さ) + (し) + (す)

また、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の公募申請にあたり、公募申請書類に記載した内容は次のようになっている。

各施設の更新対象機器及び数量については、添付資料を参照のこと。

システムの特徴は、7施設全てに共通する照明のLED化とLED化に合わせた変圧器およびEMSによる総合効率化である。

LED照明は設備更新に併せてEMSを新規導入し、人感センサー等により不要時の消灯促進やデマンド管理による調光制御を図る。

変圧器は、照明のLED化に合わせてトッランナーに更新するとともに、LED化による消費電力の減少分を踏まえて最適容量を検討する。

(2) EMSの仕様

本システムはクラウド型エネルギー総合管理システムとし、電力使用量を削減しCO2削減へ繋げるものである。

基本的な仕様については下記のとおりとする。

- ①電灯、電力の見える化・管理が行なえるものとする。
- ②デマンド値の管理と、予測電力によるデマンド監視を実施するものとする。
- ③平取町役場本庁舎において月々の電力使用量、CO2排出量の計画値と実績値が確認でき、遠隔設定が行なえるものとする。
- ④30分平均使用電力の履歴が閲覧可能となるものとする。
- ⑤電力以外のエネルギーを含め一元管理でき、原油換算表示を行えるものとする。
- ⑥年間使用電力量の表示、グラフ化が可能なものとする。
- ⑦電力使用実績、デマンド制御実績を月報、年報として出力できるものとする。
- ⑧30分時限終了時点の予測電力が、設定目標値を超過する場合に通知、警報を行なうものとする。
- ⑨デマンド値が遮断警報電力を超過すると予測される際に、制御出力できるものとする。
- ⑩日の出、日の入りを起点とした時刻指定スケジュール制御による自動設定ができるものとする。

(3) 対象施設設備更新等に係る実施設計書の作成

対象施設における省エネシステム更新等業務の実施に伴い、提案内容を基本とした実施設計書を施設ごとに作成すること。

本事業の実施にあたっては上記内容を基本とするが、よりエネルギー起源CO2排出量の削減効果が高い提案を求める。

また、次の事項に留意すること。

- ※設備更新による省エネルギー検証について、環境省に報告できるよう、協定期間中支援を行うものとする。
- ※環境省公表資料「L2-Tech リスト」で認証されている機器に相当する機器をできるだけ多く選定するものとする。
- ※計画・設計・工事まで含めた提案及び積算を行うこと。
- ※提案による設備更新及び運用改善の提案について、施設ごとの設備更新及び運用改善等の概要とそれにともない想定されるエネルギー起源CO2削減量及びランニングコスト等を記すこと。
- ※エネルギー起源CO2の算定については、CO2排出係数を電気以外は環境省作成「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉(G.省エネ設備用)」に基づき算定し、電気については「電力事業者別排出係数(特定排出者の温室ガス排出量算定用)平成28年12月27日公表」に基づき算定すること。
- ※導入した省エネシステムを広く周知し水平展開を図るため、当町と協働して他の自治体や民間企業へのアプローチを行うこと。

7. 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため、常時、当町担当職員と緊密な連絡関係を構築し、担当職員が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。
なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

8. 提出図書

次のものを提出すること。その他、当町が指定する媒体により電子データで提出すること。

データ形式についても、当町が指定する形式にすること。

なお、成果品は発注者に帰属するものとし、発注者が管理するものとする。

また、受注者は発注者の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。

(1) 設計図書

- ・設計説明書、特記仕様書、機器表、配置図、電灯設備図、撤去図

(2) 工事図書

- ・施工計画書、完成図書、省エネ検証データ（LED 照明導入についても計測を基本とする。）
- ・工事写真

9. 履行期間

令和元年度 契約締結日（交付決定通知受領後）～令和2年1月31日（金）

※省エネシステム導入（5施設）

10. 支払時期

代金の支払は、検査員検査後、受注者の請求に基づき支払う。

11. 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

12. 資料の貸与

本事業の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、事業完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

13. 必要事項の補充

本事業を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

14. 秘密の厳守

受注者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本事業の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただ

し、本事業に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の、受注者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するに当たっては、この限りでない。この場合には、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を発注者に提出することとする。

(5) 運搬責任

本事業に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により受注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

15. セキュリティ

受注者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

16. その他

本仕様書に定めた事項は、本事業を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。

その際は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。